



山形県公報

平成22年3月19日(金)
第2127号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……270
- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……同
- 山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則……………(食品安全対策課) ……271
- 山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……同
- 美容師法施行細則等の一部を改正する規則……………(保健薬務課) ……277
- 山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則の一部を改正する規則……………(工業振興課) ……283
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……同
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……286
- 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………(交通政策課) ……287
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……295

### 告 示

- 徴税吏員証の無効……………(村山総合支庁税務課) ……297
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……298
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………( 同 ) ……299
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……同
- 貸金業者に対する登録の取消しの処分……………(産業政策課) ……300
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正……………(工業振興課) ……同
- 家畜の検査の実施……………(畜 産 課) ……306
- 同……………( 同 ) ……307
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……308
- 同……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(管 理 課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……309
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……310
- 同……………( 同 ) ……同
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……311
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(出 納 局) ……同

公安委員会関係

規則

○山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

人事委員会関係

規則

○山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則……………312

○山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則……………313

公 告

○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施……………（公安委員会）…同

規 則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第2項中「第2条第1項の表第27項第2号」を「第2条第1項の表第28項第2号」に改め、同表第3項中「第2条第1項の表第29項第25号」を「第2条第1項の表第30項第25号」に改め、同表第4項中「第2条第1項の表第32項第3号」を「第2条第1項の表第33項第3号」に改め、同表第5項中「第2条第1項の表第44項第11号」を「第2条第1項の表第46項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第45項第7号」を「第2条第1項の表第47項第7号」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

|               |                       |             |   |
|---------------|-----------------------|-------------|---|
| 第41条の15第1号の表中 | 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」 | 1級から3級までの各級 | を |
|---------------|-----------------------|-------------|---|

|                                 |                                |              |
|---------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害<br>肝臓機能障害」 | 1級から3級までの各級<br><br>1級から3級までの各級 | に改め、同条第2号の表中 |
|---------------------------------|--------------------------------|--------------|

|                             |   |                                       |       |
|-----------------------------|---|---------------------------------------|-------|
| 「小腸機能障害<br>特別項症から第3項症までの各項症 | を | 「小腸機能障害<br>肝臓機能障害<br>特別項症から第3項症までの各項症 | に改める。 |
|-----------------------------|---|---------------------------------------|-------|

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第9号****山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県小規模水道条例施行規則（昭和44年4月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「20の項まで及び32の項から51の項まで」を「19の項まで及び31の項から50の項まで」に改める。

第5条第2項中「38の項及び46の項から51の項まで」を「37の項及び45の項から50の項まで」に改め、同条第3項中「21の項から31の項まで」を「20の項から30の項まで」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第10号****山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県医師修学資金貸与条例施行規則（平成17年7月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則

第1条中「山形県医師修学資金貸与条例」を「山形県医師修学資金等貸与条例」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(公的医療機関の特定診療科)」に改め、同条中「第2条第2号イ」を「第1条の2第3号」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(大学病院の特定診療科)

第3条 条例第1条の2第5号に規定する規則で定める大学病院の診療科等は、山形大学医学部附属病院の小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急部門とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第1条」を「第3条第2項」に改め、同項第1号中「第1条」を「第2条第1号イ」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の1項を加える。

3 後期研修医研修資金の貸与を受けようとする者は、知事の定める日までに後期研修医研修資金貸与申請書（別記様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 条例第1条の2第7号に規定する後期研修（以下「後期研修」という。）を受けていることを証明する書類
- (3) 健康診断書（エックス線胸部撮影の結果を明記したもので、申請の前日4月以内に受診したものに限る。）
- (4) 戸籍謄本（申請の前日2月以内に発行されたものに限る。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

第5条第1項中「の貸与」を「及び後期研修医研修資金（以下「修学資金等」という。）の貸与」に改め、同条第2項中「修学資金」を「修学資金等」に改める。

第6条中「修学資金」を「修学資金等」に改める。

第7条第1項中「修学資金」を「修学資金等」に改め、同条第2項中「修学資金を」を「修学資金等を」に、「山形県医師修学資金貸与決定通知書」を「山形県医師修学資金等貸与決定通知書」に改める。

第8条第1項中「修学資金」を「修学資金等」に改め、同条第2項中「いう」を「いう。）及び後期研修医研修資金の貸与を受けている者（以下「後期研修医」という）に、「より修学資金」を「より修学資金等」に改める。

第9条中「修学生」を「修学生及び後期研修医」に、「修学資金」を「修学資金等」に改める。

第10条第1項中「修学資金」を「修学資金等」に改め、同条第2項中「修学資金を」を「修学資金等を」に、「第8条第3項」を「第8条第4項」に、「山形県医師修学資金返還明細書」を「山形県医師修学資金等返還明細書」に改める。

第11条中「山形県医師修学資金返還猶予申請書」を「山形県医師修学資金等返還猶予申請書」に改める。

第12条中「山形県医師修学資金返還債務免除申請書」を「山形県医師修学資金等返還債務免除申請書」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「場合」を「場合及び後期研修医研修資金に係る場合」に改める。

第13条第1項中「及び第2項」を「(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2項中「当該期間」を「現に在職した期間」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、現に在職した期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置による勤務その他これに準ずる勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の期間があるときは、当該期間の初日が属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日が属する月）から当該期間の末日が属する月の前月（当該日が月の末日であるときは、当該日が属する月）までの月数に当該育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）により計算するものとする。

4 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、休業等期間の終了した月に育児短時間勤務等を開始したときは、その月を1箇月として控除するものとする。

第14条中「に規定する規則」を「、第2項及び第3項に規定する規則」に改め、同条第1号中「第1条」を「第1条の2第1号」に改める。

第15条中「及び同項第3号イ(ロ)」を「、同項第3号イ(ロ)及び同項第4号イ(ロ)」に改める。

第16条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 後期研修医は、毎年（後期研修医研修資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）4月15日までに前年度の後期研修受講届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

第17条第2項中「。以下この条において同じ」及び「条例第2条第2号に規定する」を削り、「者に」を「者（修学生を除く。）に」に、「及び診療科」を「又は診療科等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 後期研修医は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 後期研修を中止したとき。

(3) 後期研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 勤務先又は診療科等を変更したとき。

(5) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

4 後期研修医研修資金の貸与を受けた者（後期研修医を除く。）は、後期研修医研修資金の返還の債務が消滅するまでの間において、前項第1号、第4号又は第5号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

第18条第1項中「修学資金」を「修学資金等」に改め、同条第2項中「修学資金」を「修学資金等」に、「行なう」を「行う」に改める。

別記様式第1号（表）中「山形大学医学部修学資金」を「山形大学医学部修学資金 4 短期修学資金」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2

(表)

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

(記名押印又は署名)

## 後期研修医研修資金貸与申請書

後期研修医研修資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|                          |                        |             |         |                |
|--------------------------|------------------------|-------------|---------|----------------|
| ふりがな<br>氏 名              |                        | 男<br>・<br>女 | 生年月日    | 年 月 日<br>(満 歳) |
| 住 所                      | 郵便番号                   |             |         |                |
|                          | 電話番号 ( )               |             |         |                |
| 医籍登録番号                   | 第                      | 号           | 医籍登録年月日 | 年 月 日          |
| 研修先の医療<br>機関の名称<br>及び所在地 |                        |             |         |                |
| 研 修 期 間                  | 年 月 日 から 年 月 日まで ( 年間) |             |         |                |
| 研 修 の 概 要                |                        |             |         |                |
| 研修計画の概要                  | 研修項目                   | 時 期         | 研修内容    | 実施場所           |
|                          |                        |             |         |                |
|                          |                        |             |         |                |
|                          |                        |             |         |                |
|                          |                        |             |         |                |
|                          |                        |             |         |                |

(裏)

|                  |          |   |    |   |                    |   |  |  |  |
|------------------|----------|---|----|---|--------------------|---|--|--|--|
| 勤<br>務<br>状<br>況 | 勤務（研修）期間 |   |    |   | 勤務（研修）医療機関名（診療科等名） |   |  |  |  |
|                  | 年        | 月 | 日～ | 年 | 月                  | 日 |  |  |  |
|                  | 年        | 月 | 日～ | 年 | 月                  | 日 |  |  |  |
|                  | 年        | 月 | 日～ | 年 | 月                  | 日 |  |  |  |
|                  | 年        | 月 | 日～ | 年 | 月                  | 日 |  |  |  |
|                  | 年        | 月 | 日～ | 年 | 月                  | 日 |  |  |  |
|                  | 年        | 月 | 日～ | 年 | 月                  | 日 |  |  |  |
|                  | 年        | 月 | 日～ | 年 | 月                  | 日 |  |  |  |
|                  | 年        | 月 | 日～ | 年 | 月                  | 日 |  |  |  |

|                                                               |           |          |          |
|---------------------------------------------------------------|-----------|----------|----------|
| 保<br>証<br>人<br>に<br>な<br>る<br>者<br>に<br>関<br>す<br>る<br>事<br>項 | ふりがな氏名    |          |          |
|                                                               | 生年月日      | 年 月 日    | 年 月 日    |
|                                                               | 住 所       | 電話番号 ( ) | 電話番号 ( ) |
|                                                               | 本 籍       |          |          |
|                                                               | 職 業       |          |          |
|                                                               | 勤 務 先     |          |          |
|                                                               | 年 間 収 入 額 | 円        | 円        |
|                                                               | 本人との関係    |          |          |

別記様式第2号中「山形県医師修学資金の」を「山形県医師修学資金等の」に、「山形県医師修学資金貸与条例及び山形県医師修学資金貸与条例施行規則」を「山形県医師修学資金等貸与条例及び山形県医師修学資金等貸与条例施行規則」に、「は同条例」を「(貸与終了後)は同条例」に、「」に」を「、公的医療機関又は大学病院)に」に、「山形県医師修学資金を」を「山形県医師修学資金等を」に、「山形県医師修学資金に」を「山形県医師修学資金等に」に改める。

別記様式第3号中「山形県医師修学資金貸与決定通知書」を「山形県医師修学資金等貸与決定通知書」に、「山形県医師修学資金を」を「山形県医師修学資金等を」に、「修学生住所」を「住所」に、「修学資金の」を「修学資金等の」に改める。

別記様式第4号中「山形県医師修学資金貸与条例」を「山形県医師修学資金等貸与条例」に、「山形県医師修学資金を」を「山形県医師修学資金等を」に改める。

別記様式第5号中「山形県医師修学資金返還明細書」を「山形県医師修学資金等返還明細書」に、「山形県医師修学資金貸与条例」を「山形県医師修学資金等貸与条例」に、「修学資金に」を「修学資金等に」に、「修学資金の」を「修学資金等の」に改める。

別記様式第6号中「山形県医師修学資金返還猶予申請書」を「山形県医師修学資金等返還猶予申請書」に、「山形県医師修学資金貸与条例」を「山形県医師修学資金等貸与条例」に、「山形県医師修学資金の」を「山形県医師修学資金等の」に、

|         |
|---------|
| 修学資金の種類 |
|---------|

を

|          |
|----------|
| 修学資金等の種類 |
|----------|

に改める。

別記様式第7号（表）中「山形県医師修学資金返還債務免除申請書」を「山形県医師修学資金等返還債務免除申請書」に、「山形県医師修学資金貸与条例」を「山形県医師修学資金等貸与条例」に、「山形県医師修学資金の」を

「山形県医師修学資金等の」に、

|         |
|---------|
| 修学資金の種類 |
|---------|

を

|          |
|----------|
| 修学資金等の種類 |
|----------|

に、

|               |                                      |   |
|---------------|--------------------------------------|---|
| 休職又は停職の有無及び期間 | 有 ・ 無      年   月   日から   年   月   日まで | を |
|---------------|--------------------------------------|---|

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                                      |    |                   |  |                         |  |  |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------|----|-------------------|--|-------------------------|--|--|
| 休職、停職、育児休業の有無及び期間                    | 有 ・ 無      年   月   日から   年   月   日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | に改め、 |                                      |    |                   |  |                         |  |  |
| 育児短時間勤務等の有無及び期間                      | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">有 ・ 無      年   月   日から   年   月   日まで</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           育児短時間勤務等に係る所定労働時間         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           育児短時間勤務等をしなかった場合の所定労働時間         </td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">時間</td> </tr> </table> |      | 有 ・ 無      年   月   日から   年   月   日まで | 時間 | 育児短時間勤務等に係る所定労働時間 |  | 育児短時間勤務等をしなかった場合の所定労働時間 |  |  |
| 有 ・ 無      年   月   日から   年   月   日まで | 時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                      |    |                   |  |                         |  |  |
| 育児短時間勤務等に係る所定労働時間                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                                      |    |                   |  |                         |  |  |
| 育児短時間勤務等をしなかった場合の所定労働時間              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                                      |    |                   |  |                         |  |  |
|                                      | 時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                      |    |                   |  |                         |  |  |

同様式（裏）の備考中「写し」を「写し（後期研修医研修資金に係る場合を除く。）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第8号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名  
(記名押印又は署名)

後 期 研 修 受 講 届

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則に基づき、次のとおり届け出ます。

記

- 1 後期研修を受講している医療機関名  
名 称  
所在地
- 2 診療科等名
- 3 後期研修の期間

年 月 日 から 年 月 日

※上記の者は、年 月 日から 年 月 日までの間、当医療機関において後期研修を受講していたことを証明します。

年 月 日

医療機関名

代表者職氏名 ㊟

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定（「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める部分に限る。）、第12条の改正規定（「同条第3項」を「同条第4項」に改める部分に限る。）、第13条第1項の改正規定及び第14条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第13条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に貸与が決定された者に係る在職期間の計算について適用し、同日前に貸与が決定された者に係る在職期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から平成22年6月29日までの間における改正後の第13条第3項の規定の適用については、同項中「所定労働時間の短縮措置」とあるのは、「勤務時間の短縮等の措置」とする。



美容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

美容師法施行細則等の一部を改正する規則

(美容師法施行細則の一部改正)

第1条 美容師法施行細則（昭和40年12月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号

県証紙ちょう  
付欄

年 月 日

保健所長 殿

開設者

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

美 容 所 開 設 届

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

|               |                      |                |                    |                |                     |     |
|---------------|----------------------|----------------|--------------------|----------------|---------------------|-----|
| 名 称           |                      |                |                    |                |                     |     |
| 所 在 地         |                      |                |                    |                |                     |     |
| 開 設 予 定 年 月 日 | 年                    | 月              | 日                  | 美容所の電話番号       |                     |     |
| 営 業 形 態       | 頭髪に係る作業 有 ・ 無        |                |                    |                |                     |     |
| 作 業 室         | 面 積                  | m <sup>2</sup> | 開 放 窓              | 有 ・ 無          |                     | その他 |
|               | 天 井                  | m              | 待 合 室<br>( 待 合 席 ) | m <sup>2</sup> |                     |     |
|               | 床 の 材 質              |                |                    | 長いす<br>い す     | 脚<br>脚              |     |
| 設 備           | 美 容 い す<br>( セットいす ) | 台              | 蒸 気 消 毒 器          | 台              | 洗 髪 設 備             | 台   |
|               | 美 顔 術 い す            | 台              | 煮 沸 消 毒 器          | 台              | 手 洗 設 備             | 台   |
|               | シ ャ ン プ ー<br>い す     | 台              | 紫 外 線<br>消 毒 器     | 台              | 器 具 類<br>洗 浄 設 備    | 台   |
|               | 鏡                    | 面              | 薬 物 消 毒 液<br>器     | 個              | 毛 髪 箱               | 個   |
|               | 収 納 設 備              | 台              | 救 急 箱              | 個              | 汚 物 箱               | 個   |
| 換 気           | 自然換気・機械換気            |                |                    | 採光・照明          | 照度 ルクス<br>(※保健所記入欄) |     |

|     |            |               |        |        |
|-----|------------|---------------|--------|--------|
| 従業者 | 管理師<br>美容師 | 住所            |        |        |
|     |            | 氏名・生年月日       |        | 年 月 日生 |
|     |            | 登録年月日及び番号     | 年 月 日  | 第 号    |
|     |            | 修了証書交付年月日及び番号 | 年 月 日  | 第 号    |
|     | 美容師        | 氏名・生年月日       |        | 年 月 日生 |
|     |            | 登録年月日及び番号     | 年 月 日  | 第 号    |
|     |            | 氏名・生年月日       |        | 年 月 日生 |
|     |            | 登録年月日及び番号     | 年 月 日  | 第 号    |
|     |            | 氏名・生年月日       |        | 年 月 日生 |
|     |            | 登録年月日及び番号     | 年 月 日  | 第 号    |
|     |            | 氏名・生年月日       |        | 年 月 日生 |
|     |            | 登録年月日及び番号     | 年 月 日  | 第 号    |
|     |            | 氏名・生年月日       |        | 年 月 日生 |
|     |            | 登録年月日及び番号     | 年 月 日  | 第 号    |
| その他 | 氏名・生年月日    |               | 年 月 日生 |        |
|     | 氏名・生年月日    |               | 年 月 日生 |        |
|     | 氏名・生年月日    |               | 年 月 日生 |        |
| 備考  |            |               |        |        |

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 美容所の構造及び設備を明らかにした平面図
  - (2) 美容所付近の見取図
  - (3) 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 2 次に掲げる書類を提示すること。
  - (1) 美容師につき、美容師免許証又は美容師免許証明書
  - (2) 美容師である従業者の数が常時2人以上である場合は、管理美容師につき、管理美容師講習会修了証書
  - (3) 外国人が開設する場合は、外国人登録証明書
  - (4) 法人が開設する場合は、定款又は寄附行為

様式第2号

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

## 美容所開設届出事項変更届

次のとおり変更したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

|               |   |   |       |
|---------------|---|---|-------|
| 美容所の名称        |   |   |       |
| 美容所の所在地       |   |   |       |
| 確認年月日<br>及び番号 | 年 | 月 | 日 第 号 |
| 変更事項          |   |   |       |
| 変更年月日         | 年 | 月 | 日     |
| 備 考           |   |   |       |

## 備考

- 1 構造設備を変更した場合は、変更前後の状況を明らかにした平面図を添付すること。
- 2 新たに美容師を雇用した場合は、その者につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添付し、美容師免許証又は美容師免許証明書を提示すること。
- 3 新たに管理美容師を置き、又は変更した場合は、その者につき、管理美容師講習会修了証書を提示すること。
- 4 美容所確認証に記載された内容に変更が生じた場合は、美容所確認証を添付すること。

別記様式第3号中「保健所長 氏名 殿」を「保健所長 殿」に、「住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者 氏 名」を

「住所

氏名

に、「お届けします」を「届け出ます」

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)」

に改め、同様式に次の備考を加える。

備考 美容所確認証を添付すること。

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則（昭和40年12月県規則第93号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記  
様式第1号

県証紙ちよう  
付欄

年 月 日

保健所長 殿

開設者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

理 容 所 開 設 届

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

|               |                  |                |                    |                        |                  |     |
|---------------|------------------|----------------|--------------------|------------------------|------------------|-----|
| 名 称           |                  |                |                    |                        |                  |     |
| 所 在 地         |                  |                |                    |                        |                  |     |
| 開 設 予 定 年 月 日 | 年                | 月              | 日                  | 理容所の電話番号               |                  |     |
| 営 業 形 態       | 頭髪に係る作業 有 ・ 無    |                |                    |                        |                  |     |
| 作<br>業<br>室   | 面 積              | m <sup>2</sup> | 開 放 窓              | 有 ・ 無                  |                  | その他 |
|               | 天 井              | m              | 待 合 室<br>( 待 合 席 ) | m <sup>2</sup>         |                  |     |
|               | 床 の 材 質          |                |                    | 長いす<br>いす              | 脚<br>脚           |     |
| 設<br>備        | 理 容 い す          | 台              | 蒸 気 消 毒 器          | 台                      | 洗 髪 設 備          | 台   |
|               | セ ッ ト い す        | 台              | 煮 沸 消 毒 器          | 台                      | 手 洗 設 備          | 台   |
|               | シ ャ ン プ ー<br>い す | 台              | 紫 外 線<br>消 毒 器     | 台                      | 器 具 類<br>洗 浄 設 備 | 台   |
|               | 美 顔 術 い す        | 台              | 薬 物 消 毒 液<br>容 器   | 個                      | 毛 髪 箱            | 個   |
|               | 鏡                | 面              | 収 納 設 備            | 台                      | 汚 物 箱            | 個   |
|               |                  |                |                    |                        | 救 急 箱            | 個   |
| 換 気           | 自然換気・機械換気        |                | 採光・照明              | 照度<br>ルクス<br>(※保健所記入欄) |                  |     |

|     |           |               |       |        |
|-----|-----------|---------------|-------|--------|
| 従業者 | 管理<br>理容師 | 住 所           |       |        |
|     |           | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 登録年月日及び番号     | 年 月 日 | 第 号    |
|     |           | 修了証書交付年月日及び番号 | 年 月 日 | 第 号    |
|     | 理容師       | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 登録年月日及び番号     | 年 月 日 | 第 号    |
|     |           | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 登録年月日及び番号     | 年 月 日 | 第 号    |
|     |           | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 登録年月日及び番号     | 年 月 日 | 第 号    |
|     |           | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 登録年月日及び番号     | 年 月 日 | 第 号    |
|     |           | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 登録年月日及び番号     | 年 月 日 | 第 号    |
|     |           | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 登録年月日及び番号     | 年 月 日 | 第 号    |
|     | その他       | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     |           | 氏名・生年月日       |       | 年 月 日生 |
|     | 備 考       |               |       |        |

## 備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 理容所の構造及び設備を明らかにした平面図
  - (2) 理容所付近の見取図
  - (3) 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 2 次に掲げる書類を提示すること。
  - (1) 理容師につき、理容師免許証又は理容師免許証明書
  - (2) 理容師である従業者の数が常時2人以上である場合は、管理理容師につき、管理理容師講習会修了証書
  - (3) 外国人が開設する場合は、外国人登録証明書
  - (4) 法人が開設する場合は、定款又は寄附行為

様式第2号

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

理容所開設届出事項変更届

次のとおり変更したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

|               |   |   |       |
|---------------|---|---|-------|
| 理容所の名称        |   |   |       |
| 理容所の所在地       |   |   |       |
| 確認年月日<br>及び番号 | 年 | 月 | 日 第 号 |
| 変更事項          |   |   |       |
| 変更年月日         | 年 | 月 | 日     |
| 備 考           |   |   |       |

備考

- 1 構造設備を変更した場合は、変更前後の状況を明らかにした平面図を添付すること。
- 2 新たに理容師を雇用した場合は、その者につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性  
疾病の有無に関する医師の診断書を添付し、理容師免許証又は理容師免許証明書を提示すること。
- 3 新たに管理理容師を置き、又は変更した場合は、その者につき、管理理容師講習会修了証書を提示する  
こと。
- 4 理容所確認証に記載された内容に変更が生じた場合は、理容所確認証を添付すること。

別記様式第3号中「保健所長 氏名 殿」を「保健所長 殿」に、「住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者 氏 名」を

「住所

氏名

に、「お届けします」を「届け出ます」

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」

に改め、同様式に次の備考を加える。

備考 理容所確認証を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第12号

#### 山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則（昭和27年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録写真撮影

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第13号

#### 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

| 部門   | 機械及び器具                                                             | 単位  | 金額     |
|------|--------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 繊維   | 染色装置                                                               | 30分 | 620円   |
|      | 繊維引張試験機                                                            | 30分 | 510円   |
|      | 染色堅ろう度試験機                                                          | 30分 | 440円   |
|      | 熱画像解析装置                                                            | 1時間 | 440円   |
|      | より燃数測定器                                                            | 30分 | 270円   |
|      | 繊維度測定器                                                             | 30分 | 240円   |
|      | 繊維実体顕微鏡                                                            | 30分 | 340円   |
| 木工   | 一般木工工作機械（のこ盤、かんな盤、角のみ盤、面取り機、木工旋盤、ベルトサンダー、コーナーロックング、ほぞ取り盤、ルーターマシン等） | 30分 | 200円   |
|      | 一般木工プレス機械（組立プレス、フラッシュプレス等）                                         | 30分 | 40円    |
|      | NC木工機械（NCルーター、NCラジアルソー）                                            | 30分 | 1,210円 |
|      | 低温恒温恒湿機                                                            | 1時間 | 1,870円 |
| 窯業建材 | 微粉碎機                                                               | 1時間 | 400円   |
|      | 粗粉碎機                                                               | 30分 | 1,950円 |
|      | 土練機                                                                | 30分 | 500円   |
|      | エックス線回折装置                                                          | 30分 | 1,500円 |
|      | 粒度分布測定装置                                                           | 1時間 | 1,650円 |
|      | パン型造粒機                                                             | 1時間 | 620円   |
|      | 熱定数測定装置                                                            | 1時間 | 2,560円 |
|      | 密度測定装置                                                             | 1時間 | 1,090円 |
|      | 加圧成形機                                                              | 1時間 | 760円   |

|         |                        |     |        |
|---------|------------------------|-----|--------|
| 機械電子    | 複合試験装置（環境試験のみ）         | 1時間 | 2,040円 |
|         | 複合試験装置                 | 1時間 | 4,780円 |
|         | 落下衝撃試験装置               | 30分 | 1,660円 |
|         | 小型環境試験機                | 1時間 | 600円   |
|         | 振動試験装置                 | 1時間 | 2,240円 |
|         | 冷熱衝撃試験装置               | 1時間 | 740円   |
|         | 加速寿命試験装置               | 1時間 | 550円   |
|         | 電気計測機器                 | 30分 | 460円   |
|         | 静電気試験機                 | 30分 | 500円   |
|         | インパルスノイズ試験機            | 30分 | 500円   |
|         | 瞬断瞬停試験機                | 30分 | 500円   |
|         | ファーストランジェント／バーストノイズ試験機 | 30分 | 470円   |
|         | 雷サージ試験機                | 30分 | 680円   |
|         | 放射イミュニティ測定システム         | 30分 | 1,250円 |
| 工業材料    | 原子間力顕微鏡                | 30分 | 1,050円 |
|         | 材料試験機                  | 30分 | 1,240円 |
|         | 微小材料試験機                | 30分 | 2,040円 |
|         | 走査型電子顕微鏡               | 30分 | 660円   |
|         | 分析走査電子顕微鏡              | 1時間 | 2,270円 |
|         | エネルギー分散型エックス線分析装置      | 30分 | 540円   |
|         | 硬さ試験機                  | 30分 | 490円   |
|         | 微小硬度計                  | 30分 | 340円   |
|         | エックス線テレビシステム           | 30分 | 1,290円 |
|         | マイクロフォーカスエックス線検査装置     | 30分 | 860円   |
|         | エックス線CT検査装置            | 1時間 | 2,620円 |
|         | デジタルスコープ               | 30分 | 320円   |
| 機械加工    | 超精密加工機                 | 30分 | 3,370円 |
|         | A T C付N C立型ミーリングマシン    | 30分 | 2,370円 |
|         | N C金型磨き装置              | 30分 | 1,990円 |
|         | N C創成放電加工機             | 30分 | 2,290円 |
|         | ワイヤーカット放電加工機           | 30分 | 1,820円 |
|         | N C形彫放電加工機             | 30分 | 2,230円 |
|         | 細穴放電加工機                | 30分 | 1,300円 |
| 機械計測    | 三次元測定機                 | 30分 | 1,170円 |
|         | 表面粗さ輪郭形状測定機            | 30分 | 1,340円 |
|         | レーザー干渉計システム            | 30分 | 1,280円 |
|         | 真円度測定機                 | 30分 | 1,060円 |
|         | 画像測定機                  | 30分 | 1,480円 |
|         | 三次元表面構造解析顕微鏡           | 30分 | 2,270円 |
|         | 万能測長機                  | 30分 | 660円   |
|         | 万能測定顕微鏡                | 30分 | 560円   |
| 高分子材料加工 | 射出成形機                  | 30分 | 600円   |
|         | アイゾット衝撃試験機             | 1時間 | 310円   |
|         | 混練押出機                  | 1時間 | 2,170円 |
|         | 荷重たわみ温度試験機             | 1時間 | 730円   |
|         | 熱プレス                   | 1時間 | 590円   |
|         | メルトフローテスター             | 1時間 | 410円   |



|               |              |      |        |
|---------------|--------------|------|--------|
| 食品            | 生物顕微鏡システム    | 30分  | 420円   |
|               | 凍結乾燥機        | 1時間  | 580円   |
|               | レトルト高圧蒸気滅菌器  | 1時間  | 300円   |
|               | 恒温器          | 24時間 | 320円   |
|               | 温度勾配恒温器      | 24時間 | 2,210円 |
|               | 低温インキュベーター   | 24時間 | 1,130円 |
| 金属材料          | 画像解析装置       | 30分  | 420円   |
|               | 試料埋込機        | 30分  | 170円   |
|               | 光学顕微鏡        | 30分  | 350円   |
|               | 試料切断機        | 30分  | 550円   |
|               | 大気焼成炉        | 1時間  | 2,060円 |
|               | 雰囲気可変焼成炉     | 1時間  | 1,900円 |
|               | 金属溶解炉        | 1時間  | 3,150円 |
|               | 凝固解析装置       | 1時間  | 900円   |
|               | 自動研磨装置       | 30分  | 650円   |
| 分析            | 蛍光エックス線分析装置  | 1時間  | 2,660円 |
|               | ICP発光分光分析装置  | 30分  | 1,530円 |
|               | 炭素・硫黄分析装置    | 30分  | 1,650円 |
|               | ピーエッチ・メータ    | 30分  | 690円   |
|               | マイクロウェーブ分解装置 | 1時間  | 3,780円 |
|               | 原子吸光分析装置     | 30分  | 630円   |
|               | 可視紫外分光光度計    | 30分  | 360円   |
|               | 顕微赤外分光分析装置   | 30分  | 960円   |
| マイクロマシン<br>ング | アートワーク作成装置   | 1時間  | 1,490円 |
|               | スピンドーター      | 30分  | 480円   |
|               | 両面マスクアライナ    | 1時間  | 2,650円 |
|               | スパッタリング装置    | 1時間  | 2,780円 |
|               | 真空蒸着装置       | 1時間  | 2,510円 |
|               | 酸化拡散炉        | 1時間  | 2,530円 |
|               | プラズマエッチング装置  | 30分  | 690円   |
|               | ダイシングソー      | 30分  | 2,130円 |
|               | ワイヤボンダ       | 30分  | 710円   |
|               | ホール効果測定装置    | 30分  | 520円   |
|               | 光学式膜厚計       | 30分  | 590円   |
|               | レーザー加工装置     | 1時間  | 1,240円 |
|               | 陽極接合装置       | 1時間  | 340円   |
|               | レーザー描画装置     | 1時間  | 4,840円 |
|               | 触針式段差測定装置    | 30分  | 960円   |
|               | ウェットエッチング装置  | 30分  | 420円   |
|               | 電解放電加工装置     | 1時間  | 290円   |

（注）使用の単位がこの表の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第14号

##### 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第2項」を「別表」に改める。

別表を次のように改める。

別表

#### 1 施設

| 名称及び面積 |           | 単位      | 使用料の額    |
|--------|-----------|---------|----------|
| 研究室    | 115平方メートル | 1室1月につき | 217,700円 |
|        | 50平方メートル  |         | 94,700円  |

備考 研究室の使用を月の中途から開始する場合又は月の中途で終了する場合の当該月に係る使用料の額は、面積が115平方メートルの研究室にあつては7,200円に、面積が50平方メートルの研究室にあつては3,100円に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

#### 2 設備

| 区分        | 設備名                      | 単位     | 使用料の額   |
|-----------|--------------------------|--------|---------|
| 計測分析設備    | レーザー解析装置                 | 1時間当たり | 330円    |
|           | 超高感度瞬間マルチ測光システム          |        | 810円    |
|           | 光スペクトラムアナライザー            |        | 940円    |
|           | 発光パターン計測装置               |        | 1,520円  |
|           | 顕微フーリエ変換赤外分光光度計          |        | 2,330円  |
|           | 超音波顕微鏡                   |        | 2,090円  |
|           | セルソーター                   |        | 3,800円  |
|           | 円偏光二色性測定装置               |        | 5,290円  |
|           | オージェ電子分光分析装置             |        | 6,240円  |
|           | 走査型電子顕微鏡                 |        | 6,340円  |
|           | エックス線マイクロアナライザー          |        | 6,630円  |
|           | 万能三次元測定機                 |        | 7,180円  |
|           | 光電子分光分析装置                |        | 8,860円  |
|           | 集束イオンビーム装置               |        | 9,720円  |
|           | 液体クロマトグラフ・ガスクロマトグラフ質量分析計 |        | 10,500円 |
|           | フーリエ変換核磁気共鳴装置            |        | 19,140円 |
|           | 光パワーメータ                  |        | 1,100円  |
|           | 非接触三次元測定装置               |        | 3,150円  |
|           | 環境制御型電子顕微鏡               |        | 3,840円  |
|           | コンフォーカル顕微鏡               |        | 2,710円  |
| 微小部応力測定装置 | 6,820円                   |        |         |
| 平面度測定解析装置 | 3,580円                   |        |         |
| 加工設備      | 超精密非球面研削盤                | 1時間当たり | 13,270円 |
|           | 超精密マイクロ加工機               |        | 15,550円 |
|           | 超高速加工機                   |        | 6,200円  |
|           | 高精度溝加工機                  |        | 5,660円  |

|       |                       |        |      |
|-------|-----------------------|--------|------|
| 視聴覚設備 | 拡声装置                  | 1時間当たり | 100円 |
|       | オーバーヘッドプロジェクター        |        | 100円 |
|       | スライド映写機               |        | 100円 |
|       | 液晶データプロジェクター装置        |        | 100円 |
|       | ビデオプロジェクター装置（第1研修室用）  |        | 200円 |
|       | ビデオプロジェクター装置（多目的ホール用） |        | 610円 |

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第15号****山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則**

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則（昭和51年5月県規則第36号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第1号(1)から別記様式第1号(4)までを次のように改める。

別記  
様式第1号(1)

港湾施設通常使用承認申請書

係留施設使用承認申請書

年 月 日

殿

船長氏名  
申請者氏名  
申請者住所  
担当者氏名及び連絡先

山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、  
申請します。 使用したいので承認くださるよう

【外航・内航】

|                       |                                                                     |                                               |                                     |                       |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 申請者コード                |                                                                     |                                               |                                     |                       |
| 船舶<br>基本<br>情報        | 船名                                                                  |                                               | IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）                |                       |
|                       | 船種                                                                  | 【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】／【汽船・機船・機帆船・その他】 |                                     |                       |
|                       | 国籍                                                                  |                                               | 船籍港                                 |                       |
|                       | 総トン数                                                                | 国際総トン数                                        | 重量トン数 全長                            |                       |
|                       | 連絡方法                                                                | 呼出符号(信号符字)                                    | 船舶電話番号, インマルサット電話番号, FAX番号その他連絡方法   |                       |
| 船<br>主<br>等<br>情<br>報 | 船主名（所有者名）・住所・電話番号又はFAX番号                                            |                                               | (コード)                               |                       |
|                       | （名前）                                                                |                                               |                                     |                       |
|                       | （住所）                                                                |                                               |                                     |                       |
|                       | （電話番号又はFAX番号）                                                       |                                               |                                     |                       |
|                       | 運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること。) |                                               |                                     |                       |
|                       | （名前）                                                                |                                               | （コード）                               |                       |
|                       | （住所）                                                                |                                               |                                     |                       |
|                       | （電話番号又はFAX番号）                                                       |                                               |                                     |                       |
|                       | 代理人（店）名・住所・電話番号又はFAX番号                                              |                                               | （コード）                               |                       |
|                       | （名前）                                                                |                                               |                                     |                       |
| （住所）                  |                                                                     |                                               |                                     |                       |
| （電話番号又はFAX番号）         |                                                                     |                                               |                                     |                       |
| 入<br>港<br>情<br>報      | 入港予定港名                                                              |                                               | 入港予定日時<br>月 日 時 分                   |                       |
|                       | 停泊目的                                                                | 希望びよう泊場所                                      | びよう泊予定期間<br>月 日 時 分から<br>月 日 時 分まで  |                       |
|                       | 係留施設（希望船席）名称・場所                                                     |                                               | (コード)                               |                       |
|                       | 着岸(予定)日時<br>月 日 時 分                                                 |                                               | 離岸(予定)日時<br>月 日 時 分                 |                       |
|                       | 移動前停泊場所                                                             |                                               | 移動後停泊場所                             |                       |
|                       | 移動理由                                                                | 移動予定日時<br>月 日 時 分                             | 移動後停泊予定期間<br>月 日 時 分から<br>月 日 時 分まで |                       |
|                       | 運航区分<br>【入港・移動】                                                     | 着岸舷側<br>【左舷・右舷】                               | (被)接舷船名                             | 最大喫水(入港から出港まで)<br>(m) |

|         |                                                                       |                                    |                                |                  |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|------------------|
| 航海情報    | 航路名                                                                   |                                    | 【優先指定・定期・不定期】                  |                  |
|         | 仕出港                                                                   | 前港                                 | 次港                             | 仕向港              |
| 貨物情報    | 特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻<br>(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分 |                                    |                                |                  |
|         | 本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地) ・数量                                                |                                    | 入港予定港における船積貨物の種類 ・数量           |                  |
| 危険物情報   | 入港予定港                                                                 | (種類)                               | (数量)                           | (種類)             |
|         | その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)                   |                                    |                                |                  |
| 危険物情報   | 品名 (積荷地) ・等級 ・国連番号 ・容器等級 ・引火点 (密閉式による撰氏)                              |                                    | 梱包の数 ・正味重量                     | 船舶内の積付け位置        |
|         | 入港時                                                                   |                                    |                                |                  |
| 危険物荷役情報 | 出港時                                                                   |                                    |                                |                  |
|         | 危険物荷役業者名 ・電話番号                                                        |                                    |                                |                  |
| 保障契約情報  | 危険物荷役期間                                                               |                                    |                                |                  |
|         | 月                                                                     | 日                                  | 時                              | 分から              |
| 保障契約情報  | 保障契約締結の有無<br>【有 ・ 無】                                                  |                                    | 保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合) |                  |
|         | 保障契約証明書等を有していない場合の記入事項                                                | ①保険者等の氏名又は名称                       |                                |                  |
|         |                                                                       | ②保障契約の証書の番号                        |                                |                  |
|         |                                                                       | ③保障契約の有効期間                         |                                |                  |
|         |                                                                       | ④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・てん補する契約となっているか |                                | 【なっている ・ なっていない】 |
|         |                                                                       | ⑤保障限度額                             |                                |                  |
| 備考      | 過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有 ・ 無】                                          |                                    |                                |                  |
|         |                                                                       |                                    |                                |                  |
| ※承認通知欄  | 指令第 号                                                                 |                                    | (使用料の額 円)                      |                  |

(注) 1 本様式は、岸壁、物揚場、船揚場、係船浮標及び係船くいの使用承認申請に使用してください。

2 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

様式第1号(2)

港湾施設通常使用承認申請書

|                                                                                                                                      |             |             |           |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-----------|--------|
| 荷役機械使用承認申請書<br>年 月 日<br>殿<br>住 所<br>申請者 氏 名<br>電 話<br>(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)<br>山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、荷役機械を使用したいので承認くださるよう申請します。 |             |             |           |        |
| 申請者コード                                                                                                                               |             |             |           |        |
| 施設コード                                                                                                                                | 荷役機械名称      |             |           |        |
| 信号符字(コールサイン等)                                                                                                                        | 船 名         |             |           |        |
| 使用予定<br>期 間                                                                                                                          | 年 月 日 時 分から |             |           |        |
|                                                                                                                                      | 年 月 日 時 分まで |             |           |        |
| 備 考                                                                                                                                  | 仕 出 港       |             |           |        |
|                                                                                                                                      | 仕 向 港       |             |           |        |
|                                                                                                                                      | 取扱コンテナ数     |             |           | ※実利用個数 |
|                                                                                                                                      |             | 20フィートコンテナ  | 個         | 個      |
|                                                                                                                                      |             | 40フィートコンテナ  | 個         | 個      |
|                                                                                                                                      |             | 合 計         | 個         | 個      |
|                                                                                                                                      | ※実使用期間      | 年 月 日 時 分から |           |        |
| 年 月 日 時 分まで                                                                                                                          |             |             |           |        |
| ※承認通知欄                                                                                                                               | 指令第 号       |             | (使用料の額 円) |        |

(注) ※印の付いている欄は、記入しないでください。

様式第1号(3)

港湾施設通常使用承認申請書

|                                                                                                                                              |                        |               |                       |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------|-----------------------|--|
| 荷さばき地・上屋・野積場使用承認申請書<br>年 月 日<br>殿<br>住 所<br>申請者 氏 名<br>電 話<br>(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)<br>山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、次の施設を使用したいので承認くださるよう申請します。 |                        |               |                       |  |
| 申請者コード                                                                                                                                       |                        | 施設の種類         | 1. 荷さばき地 2. 上屋 3. 野積場 |  |
| 施設コード                                                                                                                                        |                        | 施設名称          |                       |  |
| 使用面積                                                                                                                                         | ㎡                      | 使用区画<br>(区画名) |                       |  |
| 使用予定<br>期                                                                                                                                    | 年 月 日 時 分から            |               |                       |  |
|                                                                                                                                              | 年 月 日 時 分まで            |               |                       |  |
| 貨<br>物                                                                                                                                       | 品名コード                  | 品 名           | 個数・トン数                |  |
|                                                                                                                                              |                        |               |                       |  |
|                                                                                                                                              |                        |               |                       |  |
|                                                                                                                                              |                        |               |                       |  |
| 備<br>考                                                                                                                                       | 仕 出 港                  |               | 仕 向 港                 |  |
|                                                                                                                                              | 輸 移 出 入 別              |               | 船 名                   |  |
|                                                                                                                                              | くん蒸施設の使用の有無            | 有 ・ 無         |                       |  |
|                                                                                                                                              | くん蒸する貨物の重量             | トン            |                       |  |
|                                                                                                                                              | くん蒸施設の使用期間             | 年 月 日 時 分から   |                       |  |
|                                                                                                                                              |                        | 年 月 日 時 分まで   |                       |  |
| ※承認通知欄                                                                                                                                       | 指令第 号<br><br>(使用料の額 円) |               |                       |  |

- (注) 1 本様式は、ふ頭荷さばき地、上屋及び野積場の使用承認申請に使用してください。  
 2 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

様式第1号(4)

港湾施設通常使用承認申請書

冷凍コンテナ用電源設備使用承認申請書

年 月 日

殿

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、冷凍コンテナ用電源設備を使用したいので承認くださるよう申請します。

|        |                        |             |               |
|--------|------------------------|-------------|---------------|
| 申請者コード |                        |             |               |
| 施設コード  |                        | 施設名称        |               |
| 使用予定期間 | 年 月 日 時 分から            |             |               |
|        | 年 月 日 時 分まで            |             |               |
| コンテナ番号 |                        | コンテナ種別      | 20フィート・40フィート |
| 備 考    | 荷 主                    |             | 品 名           |
|        | ※冷凍コンテナ用電源設備の使用電力量     |             |               |
|        | ※実使用期間                 | 年 月 日 時 分から |               |
|        |                        | 年 月 日 時 分まで |               |
| ※承認通知欄 | 指令第 号<br><br>(使用料の額 円) |             |               |

(注) ※印の付いている欄は、記入しないでください。



別記様式第1号(6)及び別記様式第1号(7)を次のように改める。  
様式第1号(6)

港湾施設通常使用承認申請書

船舶給水施設使用承認申請書

年 月 日

殿

住 所  
申請者 氏 名  
電 話  
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、船舶給水施設を使用したいので承認くださるよう申請します。

【外 航・内 航】

|                   |                         |                |                      |
|-------------------|-------------------------|----------------|----------------------|
| 港 湾 名             |                         |                |                      |
| 申 請 者 コ ー ド       |                         |                |                      |
| 船 名               |                         |                |                      |
| 信号符号(コールサイン等)     |                         |                |                      |
| 総 ト ン 数           |                         |                |                      |
| 給 水 種 別           | 【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】 |                |                      |
| 給 水 希 望 日 時       | 月                       | 日              | 時 分                  |
| 給 水 申 込 数 量       | (飲料水)                   | m <sup>3</sup> | (その他) m <sup>3</sup> |
| 希 望 給 水 場 所       |                         |                |                      |
| 希 望 給 水 場 所 コ ー ド |                         |                |                      |
| 備 考               | 港 湾 施 設 名               |                |                      |
|                   | ※ 実 給 水                 | 月 日 時 分から      |                      |
|                   |                         | 区 分            | 時 間 内                |
|                   | 給 水 量                   | m <sup>3</sup> | m <sup>3</sup>       |
| ※ 承 認 通 知 欄       | 指令第 号                   |                |                      |
|                   | (使用料の額 円)               |                |                      |

(注) ※印の付いている欄は、記入しないでください。

様式第1号(7)

港湾施設通常使用承認申請書

|                                                                                                                                                     |                    |   |       |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---|-------|---|
| 廃油処理施設使用承認申請書<br>年 月 日<br>殿<br>住 所<br>申請者 氏 名<br>電 話<br>（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）<br>山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、廃油処理施設を使用したいので承認くださるよう申請します。<br>【外航・内航】 |                    |   |       |   |
| 申請者コード                                                                                                                                              |                    |   |       |   |
| 船名                                                                                                                                                  |                    |   |       |   |
| 総トン数                                                                                                                                                |                    |   |       |   |
| 利用日時                                                                                                                                                | 年 月 日 時            |   |       |   |
| 備考                                                                                                                                                  | 予定数量               | L | ※実績数量 | L |
| ※承認通知欄                                                                                                                                              | 指令第 号<br>（使用料の額 円） |   |       |   |

（注）※印の付いている欄は、記入しないでください。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年12月県規則第131号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第30条の2」に改める。

第4章中第31条の前に次の1条を加える。

（証明書の交付）

第30条の2 法第23条の3第1項の規定による登録を受けていることの証明書の交付を受けようとする者は、建築士事務所登録証明書交付申請書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、申請者に同項の証明書を交付する。

第35条中「第31条から」を「第30条の2から」に、「第31条中」を「第30条の2第1項中「第23条の3第1項」とあるのは「第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第1項」と、第31条中」に改める。

別記様式第11号及び別記様式第12号を次のように改める。

様式第11号

年 月 日

建築士事務所登録証明書交付申請書

山 形 県 知 事 殿  
指定事務所登録機関  
(名 称)

申請者 住 所  
氏名又は名称及び法人に  
あつては代表者の氏名  
(署名又は記名押印)  
電 話 ( )

建築士法施行細則第30条の2第1項（第35条の規定により読み替えて適用される同規則第30条の2第1項）の規定により、次の建築士事務所について建築士法第23条の3第1項（第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の3第1項）の規定による登録を受けていることの証明書を交付されるよう申請します。

|        |          |           |          |
|--------|----------|-----------|----------|
| 事務所名称  |          |           |          |
| 事務所所在地 |          |           |          |
| 登録申請者  |          |           |          |
| 事務所種別  | 一級建築士事務所 | 二級建築士事務所  | 木造建築士事務所 |
| 登録番号   | ( ) 第 号  |           |          |
| 登録年月日  |          |           |          |
| ※受付欄   |          | 手数料欄（県証紙） |          |
|        |          |           |          |

- (注) 1 建築士事務所の種別の項は、他の種別を線で消すこと。  
2 ※印欄は、記入しないこと。  
3 県証紙には、消印しないこと。

様式第12号 削除

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第192号

次の徴税吏員証は、無効である。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 1 | 番 号   | 村山第72号         |
| 2 | 交付年月日 | 平成21年4月1日      |
| 3 | 所 属   | 村山総合支庁総務企画部税務課 |
| 4 | 氏 名   | 石 沢 勇 喜        |

### 山形県告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|------------------------------------|----------|-------------|
| 特定非営利活動法人あすなろの会    | あすなろ在宅介護サービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1400番地 | 福祉用具貸与   | 平成22. 3. 31 |
| 特定非営利活動法人あすなろの会    | あすなろ在宅介護サービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1400番地 | 特定福祉用具販売 | 同           |

### 山形県告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|------------------------------------|--------------|-------------|
| 特定非営利活動法人あすなろの会      | あすなろ在宅介護サービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1400番地 | 介護予防福祉用具貸与   | 平成22. 3. 31 |
| 特定非営利活動法人あすなろの会      | あすなろ在宅介護サービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1400番地 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同           |

### 山形県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| さくら薬局楯岡店          | 村山市楯岡晦日町4番11号       | 平成21. 10. 1 |

|                  |                 |            |
|------------------|-----------------|------------|
| 医療法人社団 いなむらクリニック | 山形市籠田三丁目1番2号    | 平成22. 2. 1 |
| さくら調剤薬局 神町店      | 東根市神町中央一丁目12番1号 | 同 2. 8     |

**山形県告示第196号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日       |
|-------------|---------------|-------------|
| さくら調剤薬局     | 村山市楯岡晦日町4番11号 | 平成21. 9. 30 |
| いなむら耳鼻咽喉科医院 | 山形市籠田三丁目1番2号  | 平成22. 1. 31 |

**山形県告示第197号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 休止年月日       |
|-----------|----------------|-------------|
| 山 寺 医 院   | 山形市大字山寺4351番の1 | 平成22. 1. 29 |

**山形県告示第198号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

医療法人泉会 サトウシカ

鶴岡市山王町7番21号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |              | 変更年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 変更前       | 変更後          |            |
| サトウシカ     | 医療法人泉会 サトウシカ | 平成17. 8. 8 |

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
 社会医療法人 公徳会 南陽訪問看護ステーション  
 南陽市柵塚1180番地の2  
 (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称               |                         | 変更年月日      |
|-------------------------|-------------------------|------------|
| 変更前                     | 変更後                     |            |
| 医療法人社団 公徳会 南陽訪問看護ステーション | 社会医療法人 公徳会 南陽訪問看護ステーション | 平成22. 1. 1 |

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
 社会医療法人 公徳会 南陽訪問看護ステーション  
 南陽市柵塚1180番地の2  
 (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地   |               | 変更年月日      |
|--------------|---------------|------------|
| 変更前          | 変更後           |            |
| 南陽市柵塚948番地の1 | 南陽市柵塚1180番地の2 | 平成22. 1. 1 |

**山形県告示第199号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 | 開設者  | 指定施術機関の所在地     | 指定年月日       |
|-----------|------|----------------|-------------|
| 三浦接骨院     | 三浦真一 | 酒田市錦町五丁目32番80号 | 平成22. 2. 10 |

**山形県告示第200号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|--------------|--------------------------|----------------|-------------|
| 福祉ステーション・つばさ | 通所介護                     | 新庄市大町3番34号     | 平成21. 12. 8 |
| エイブル薬局ひかり店   | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 山形市富の中四丁目1番14号 | 平成22. 2. 1  |

|                          |                              |                 |        |
|--------------------------|------------------------------|-----------------|--------|
| 短期入所生活介護事業所 さくら松山        | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所<br>生活介護 | 酒田市字西田16番地の1    | 同      |
| アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター | 訪問介護<br>介護予防訪問介護             | 山形市八日町一丁目2番2号   | 同      |
| デイサービス 眺海                | 通所介護<br>介護予防通所介護             | 酒田市山寺字宅地159番地   | 同 2. 3 |
| ソーシャル支援センター              | 居宅介護支援                       | 天童市中里七丁目3番13号   | 同 2. 4 |
| さくら調剤薬局 神町店              | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 東根市神町中央一丁目12番1号 | 同 2. 8 |

### 山形県告示第201号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 商号又は名称 セイワン
- 2 代表者の氏名 梅原 博彰
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 長井市舟場9番18号総新ビル2F
- 4 登録番号 山形県知事(2)第00748号
- 5 登録年月日 平成19年12月24日
- 6 取消年月日 平成22年3月10日

### 山形県告示第202号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の項の表を次のように改める。

| 項 目  |      | 試 験 項 目           | 単 位       | 金 額                                                        |
|------|------|-------------------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 強度試験 | 工業材料 | 一般材料試験（強度、伸び、曲げ等） | 1 試験 1 項目 | 560円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、2,720円                     |
|      |      | 微小材料強度試験          | 1 試験 1 項目 | 1,390円                                                     |
|      |      | 硬さ試験              | 1 試験 1 試料 | 490円                                                       |
|      |      | 硬さ分布試験（最初の10スポット） | 1 試験 1 試料 | 3,490円。ただし、測定点が10を超える場合は、3,490円にその10を超える測定点1点につき270円を加算した額 |



|        |    |                                         |       |      |                                    |        |
|--------|----|-----------------------------------------|-------|------|------------------------------------|--------|
|        |    | 衝撃試験                                    | 1 試験  | 1 試料 | 320円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,560円 |        |
| 土木建設材料 |    | 圧縮試験（コンクリート類）                           | 1 試験  | 1 試料 | 1,230円                             |        |
|        |    | 曲げ試験（コンクリート類）                           | 1 試験  | 1 試料 | 2,230円                             |        |
|        |    | 建設用鋼材試験（強度、伸び、曲げ等）                      | 1 試験  | 1 項目 | 1,820円                             |        |
| 工業製品   |    | 側方荷重試験                                  | 1 試験  | 1 試料 | 3,110円                             |        |
|        |    | 鉛直荷重試験                                  | 1 試験  | 1 試料 | 3,110円                             |        |
|        |    | 繰り返し試験                                  | 1 試験  | 1 試料 | 7,220円                             |        |
| 土木建設製品 |    | 圧縮試験（コア供試体）                             | 1 試験  | 1 試料 | 3,000円                             |        |
|        |    | 大型製品試験（コンクリート二次製品等）                     | 1 試験  | 1 試料 | 5,300円                             |        |
| 種別物性試験 | 繊維 | 一般物性試験（A）（静電気、摩耗、滑脱、より数、ピリング、寸法変化率、織度等） | 1 試験  | 1 試料 | 1,070円                             |        |
|        |    | 一般物性試験（B）（水分、重さ、引裂、撥水等）                 | 1 試験  | 1 試料 | 900円                               |        |
|        |    | 染色堅ろう度試験（A）（汗耐光、塩素処理水、マーセライジング等）        | 1 試験  | 1 試料 | 2,140円                             |        |
|        |    | 染色堅ろう度試験（B）（汗、窒素酸化物、ドライクリーニング等）         | 1 試験  | 1 試料 | 1,100円                             |        |
|        |    | 染色堅ろう度試験（C）（洗濯、水、熱湯、摩擦、ホットプレス等）         | 1 試験  | 1 試料 | 710円                               |        |
|        |    | 遊離ホルムアルデヒド試験                            | 1 試験  | 1 試料 | 2,160円                             |        |
|        |    | 整染試験                                    | 1 試験  | 1 試料 | 2,020円                             |        |
|        |    | 繊維定量試験（油脂分、糊付着量等）                       | 1 試験  | 1 試料 | 1,370円                             |        |
|        |    | 織物組織分解試験                                | 1 試験  | 1 試料 | 2,940円                             |        |
|        |    | 風合試験                                    | 1 試験  | 1 試料 | 3,060円                             |        |
|        | 食品 |                                         | 物理試験  | 1 試験 | 1 試料                               | 2,590円 |
|        |    |                                         | 物性試験  | 1 試験 | 1 試料                               | 4,830円 |
|        |    |                                         | 微生物試験 | 1 試験 | 1 試料                               | 5,280円 |

|            |                        |      |      |          |
|------------|------------------------|------|------|----------|
| 土木建設<br>材料 | 骨材ふるい分け試験              | 1 試験 | 1 試料 | 4,000円   |
|            | 微粒分量試験                 | 1 試験 | 1 試料 | 4,000円   |
|            | 単位容積質量試験               | 1 試験 | 1 試料 | 1,510円   |
|            | 有機不純物試験                | 1 試験 | 1 試料 | 2,450円   |
|            | 密度及び吸水率試験（細骨材）         | 1 試験 | 1 試料 | 8,000円   |
|            | 密度及び吸水率試験（粗骨材）         | 1 試験 | 1 試料 | 7,000円   |
|            | 粘土塊量試験                 | 1 試験 | 1 試料 | 4,000円   |
|            | 塩化物含有量試験               | 1 試験 | 1 試料 | 5,100円   |
|            | 粗骨材軟石量試験               | 1 試験 | 1 試料 | 7,200円   |
|            | ロスアンゼルス試験              | 1 試験 | 1 試料 | 9,200円   |
|            | 重液試験（比重1.95）（細骨材）      | 1 試験 | 1 試料 | 12,400円  |
|            | 重液試験（比重1.95）（粗骨材）      | 1 試験 | 1 試料 | 15,600円  |
|            | 安定性試験                  | 1 試験 | 1 試料 | 19,700円  |
|            | アルカリ骨材反応性試験（化学法）       | 1 試験 | 1 試料 | 110,000円 |
| その他        | ホルムアルデヒド放散量試験（デシケーター法） | 1 試験 | 1 試料 | 9,270円   |
|            | 木材含水率試験                | 1 試験 | 1 試料 | 810円     |
|            | 塗料性能試験                 | 1 試験 | 1 試料 | 1,430円   |
| 共通物性試験     | 温湿度環境試験                | 1 試験 | 24時間 | 14,300円  |
|            | 測色試験                   | 1 試験 | 1 試料 | 570円     |
|            | 塩水噴霧試験                 | 1 試験 | 24時間 | 4,780円   |
|            | 複合サイクル試験               | 1 試験 | 8時間  | 4,100円   |
|            | 耐光試験                   | 1 試験 | 1 試料 | 1,670円   |
|            | 粒度分布測定試験               | 1 試験 | 1 試料 | 3,180円   |
|            | 細孔分布測定試験               | 1 試験 | 1 試料 | 24,300円  |

|        |                        |      |      |         |
|--------|------------------------|------|------|---------|
|        | テーバー式摩耗試験              | 1 試験 | 1 試料 | 9,510円  |
|        | ピーエッチ測定試験              | 1 試験 | 1 試料 | 2,020円  |
|        | 熱膨張測定試験                | 1 試験 | 1 試料 | 4,300円  |
|        | 熱定数測定試験                | 1 試験 | 1 項目 | 5,640円  |
|        | 熱定数測定試験（高温）            | 1 試験 | 1 項目 | 11,800円 |
|        | 粘性率測定試験                | 1 試験 | 1 試料 | 2,800円  |
|        | 荷重たわみ温度測定試験            | 1 試験 | 1 試料 | 2,990円  |
|        | 落下衝撃試験                 | 1 試験 | 1 試料 | 2,890円  |
| 精密測定試験 | 精密測定試験（並級）             | 1 試験 | 1 試料 | 1,110円  |
|        | 精密測定試験（中級）             | 1 試験 | 1 試料 | 3,030円  |
|        | 精密測定試験（精級）             | 1 試験 | 1 試料 | 3,820円  |
| 電気計測試験 | 一般電気特性計測試験             | 1 試験 | 1 試料 | 1,520円  |
|        | 静電気試験                  | 1 試験 | 1 試料 | 1,570円  |
|        | 雑音許容度試験                | 1 試験 | 1 試料 | 1,570円  |
|        | 瞬断瞬停試験                 | 1 試験 | 1 試料 | 1,570円  |
|        | ファーストトランジェント／バーストノイズ試験 | 1 試験 | 1 試料 | 1,530円  |
|        | 雷サージ試験                 | 1 試験 | 1 試料 | 1,750円  |
|        | EMS（放射電磁界イミュニティ）試験     | 1 試験 | 1 試料 | 2,300円  |
| 非破壊試験  | エックス線検査（室内）            | 1 試験 | 1 試料 | 1,970円  |
|        | エックス線テレビ検査             | 1 試験 | 1 試料 | 3,010円  |
|        | マイクロフォーカスエックス線検査       | 1 試験 | 1 試料 | 3,370円  |
|        | エックス線CT検査（低解像）         | 1 試験 | 1 試料 | 4,450円  |
|        | エックス線CT検査（標準）          | 1 試験 | 1 試料 | 8,690円  |
|        | エックス線CT検査（高解像）         | 1 試験 | 1 試料 | 12,900円 |
|        | エックス線フィルム判定            | 1 試験 | 1 試料 | 290円    |

|       |             |      |      |        |
|-------|-------------|------|------|--------|
|       | 超音波探傷、磁気探傷  | 1 試験 | 1 試料 | 980円   |
|       | 動作解析        | 1 時間 |      | 6,120円 |
| 顕微鏡試験 | 顕微鏡写真、マクロ写真 | 1 試験 | 1 試料 | 2,570円 |
|       | 電子顕微鏡写真     | 1 試験 | 1 試料 | 4,790円 |
|       | 原子間力顕微鏡像    | 1 試験 | 1 試料 | 3,520円 |
|       | 画像解析        | 1 試験 | 1 項目 | 1,480円 |

2 分析の項の表を次のように改める。

| 項 目  |      | 分 析 項 目               | 単 位  |      | 金 額                                                             |
|------|------|-----------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------|
| 化学分析 | 金属材料 | 定量分析(A) (重量法、容量法等)    | 1 試料 | 1 成分 | 5,460円                                                          |
|      |      | 定量分析(B) (ICP発光分光分析法等) | 1 試料 | 1 成分 | 4,630円                                                          |
|      |      | 定量分析(C) (燃焼—赤外線吸収法)   | 1 試料 | 1 成分 | 3,090円                                                          |
|      | 繊維   | 繊維分析                  | 1 試料 | 1 成分 | 1,420円                                                          |
|      | その他  | 定性分析                  | 1 試料 | 1 分析 | 3,050円                                                          |
|      |      | 定量分析                  | 1 試料 | 1 成分 | 8,840円                                                          |
| 機器分析 |      | EPMA定性分析              | 1 試験 | 1 項目 | 14,400円                                                         |
|      |      | EPMAデジタルマッピング         | 1 分析 |      | 16,700円。ただし、同一の試料について2分析以上を行う場合の1分析を超える分については、分析を行う1元素につき2,770円 |
|      |      | EDS定性分析 (固体、粉末)       | 1 試験 | 1 試料 | 6,270円                                                          |
|      |      | 蛍光エックス線定性分析 (固体)      | 1 分析 |      | 7,990円                                                          |
|      |      | 蛍光エックス線定性分析 (液体、粉末)   | 1 分析 |      | 7,260円                                                          |
|      |      | 蛍光エックス線定量分析           | 1 試料 | 1 成分 | 3,040円                                                          |
|      |      | ガス、液体クロマトグラフ分析        | 1 試料 |      | 11,000円                                                         |
|      |      | 分光光度計分析               | 1 試料 |      | 8,380円                                                          |

|         |                          |      |      |         |
|---------|--------------------------|------|------|---------|
|         | 赤外分光分析                   | 1 分析 |      | 4,920円  |
|         | 示差熱重量分析                  | 1 分析 |      | 5,470円  |
|         | 示差走査熱量分析                 | 1 分析 |      | 5,970円  |
|         | エックス線回折分析                | 1 分析 |      | 4,960円  |
| 食品、飲料分析 | ビタミンC分析                  | 1 試料 | 1 成分 | 12,400円 |
|         | 一般成分分析                   | 1 試料 | 1 成分 | 3,670円  |
|         | 特殊成分分析（高度な前処理、試薬等を要するもの） | 1 試料 | 1 成分 | 7,940円  |
|         | 重金属分析                    | 1 試料 | 1 成分 | 9,410円  |
|         | 添加物分析                    | 1 試料 | 1 成分 | 11,300円 |
|         | 醸造用水分析                   | 1 試料 | 1 項目 | 2,940円  |

3 加工の項の表を次のように改める。

| 項 目         | 加 工 項 目                            | 単 位   | 金 額    |      |
|-------------|------------------------------------|-------|--------|------|
| 木材乾燥        | 木材乾燥                               | 1 時間  | 670円   |      |
| 機械加工        | 木工機械加工                             | 30分   | 1,530円 |      |
| 金属溶解        | 金属溶解                               | 1 時間  | 4,140円 |      |
| 金属熱処理       | 熱処理加工                              | 30分   | 2,300円 |      |
| 仕上加工        | 工芸品仕上                              | 30分   | 1,670円 |      |
| 試料加工        | 試料加工（顕微鏡試料等）                       | 30分   | 2,000円 |      |
|             | 試料前処理（酸価、過酸化価）                     | 1 時間  | 3,290円 |      |
| キャッピング加工    | キャッピング加工                           | 1 試料  | 1 面    | 820円 |
| 試料成形        | 試料成形（射出成形）                         | 1 時間  | 4,170円 |      |
| 試料作製        | ガラスビード作製                           | 1 試料  | 9,860円 |      |
| 供試体養生       | 標準水中養生                             | 1 供試体 | 24時間   | 30円  |
| マイクロマシニング加工 | マイクロマシニング加工(A)（ワイヤボンディング、スピンコート等）  | 30分   | 1,770円 |      |
|             | マイクロマシニング加工(B)（スパッタリング、フォトリソグラフィ等） | 1 時間  | 4,910円 |      |

4 デザイン、色見本製作、モデル製作(1)デザインの項の表中

|         |         |         |         |   |
|---------|---------|---------|---------|---|
| 98,500円 | 49,200円 | 25,100円 | 13,100円 | を |
|---------|---------|---------|---------|---|

|         |         |         |         |           |
|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 98,000円 | 49,100円 | 25,000円 | 13,000円 | に改め、5成績書複 |
|---------|---------|---------|---------|-----------|

製の項中「590円」を「570円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

6 記録写真撮影

記録写真撮影 1回につき400円

山形県告示第203号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びにみつばちの腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項の1及び2に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、鶴岡市、新庄市、寒河江市、東根市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、同郡大江町、北村山郡大石田町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び東田川郡三川町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6か月未満の牛を除く。

| 区 分             | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査 | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4に該当するものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3及び4に該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。）<br>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛                                                                                                                            |
| 牛のヨーネ病の検査       | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5から7までに該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）<br>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移動したもの<br>7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの |

|                                          |                                           |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 馬の馬伝染性貧血の検査                              | 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬<br>2 競技用馬及び乗用馬 |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                  | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                    |
| みつばちの腐蛆病 <sup>そ</sup> の検査                | 県外へ移出する採みつ用のみつばち                          |
| 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越冬していない牛        |

## 4 実施の期日及び場所

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

## 5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、凝集反応検査、補体結合反応検査及び疫学的検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあつては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (6) みつばちの腐蛆病<sup>そ</sup>の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

## 山形県告示第204号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

## 4 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 5 実施の場所

山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

## 6 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

## 山形県告示第205号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 調査を行った者の名称

南陽市

## 2 調査を行った期間

平成20年4月14日から平成21年11月24日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
坂井及び萩生田の各一部
- 5 認証年月日  
平成22年3月10日

#### 山形県告示第206号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。  
平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名            | 地区名    | 工事完了年月日    |
|----------------|--------|------------|
| 地域水田農業支援緊急整備事業 | 河北南部地区 | 平成22年2月12日 |

#### 山形県告示第207号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。  
平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名                | 地区名    | 工事完了年月日    |
|--------------------|--------|------------|
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 白川左岸地区 | 平成22年1月20日 |

#### 山形県告示第208号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。  
平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市東大通から米沢市大字花沢までの地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成21年10月19日から平成21年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（公共測量 2級水準測量）

#### 山形県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。  
平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区 間                   | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|-----------------------|------|-------------------|------------|
| 上山市金山586番2から<br>同 上まで | 旧    | 37.0メートル<br>} 8.8 | メートル<br>28 |
| 同 上                   | 新    | 25.2メートル<br>} 8.8 | 同 上        |

**山形県告示第210号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市金山586番2から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月19日

**山形県告示第211号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 仙台山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字山寺字馬形3423番から  
同 3416番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月19日

**山形県告示第212号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|-----------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 酒田市小泉字前田1番25から<br>同 観音寺字町後33番15まで | 旧    | 24.5メートル<br>} 12.0 | メートル<br>107 |
| 同 上                               | 新    | 32.0メートル<br>} 13.0 | 同 上         |

**山形県告示第213号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 酒田市小泉字前田1番25から<br>同 観音寺字町後31番3まで | 旧    | 24.2メートル<br>}<br>11.6 | メートル<br>157 |
| 同 上                              | 新    | 31.8メートル<br>}<br>12.0 | 同 上         |

**山形県告示第214号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 比子八幡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 酒田市小泉字後田2番2から<br>同 字後田20番14まで | 旧    | 19.4メートル<br>}<br>17.2 | メートル<br>37 |
| 酒田市小泉字後田2番2から<br>同 字後田1番まで    | 新    | 19.4メートル<br>}<br>17.8 | メートル<br>28 |

**山形県告示第215号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市小泉字前田1番25から  
同 観音寺字町後33番15まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月19日

山形県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月19日から同年4月1日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 酒田市小泉字前田1番25から  
同 観音寺字町後31番3まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月19日

山形県告示第217号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月19日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「上山市十日町7番2号」 を 「上山市十日町4番9号」 に改める。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

**公安委員会関係**

**規 則**

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県公安委員会

委員長 吉田美智子

山形県公安委員会規則第1号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改める。

別表第1中 「右側停車可指定申請書（別記様式第4号）」 規制区域を管轄する警察署長 を

|                                 |               |       |
|---------------------------------|---------------|-------|
| 右側停車可指定申請書（別記様式第4号）             | 規制区域を管轄する警察署長 | に改める。 |
| 高齢運転者等標章申請書（施行規則別記様式第1の3の2）     | 警察署長          |       |
| 高齢運転者等標章記載事項変更届（施行規則別記様式第1の3の4） |               |       |
| 高齢運転者等標章再交付申請書（施行規則別記様式第1の3の5）  |               |       |

別表第3中

|                      |             |   |
|----------------------|-------------|---|
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | 1級から3級までの各級 | — |
|----------------------|-------------|---|

を

|                      |             |                 |
|----------------------|-------------|-----------------|
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | 1級から3級までの各級 | —               |
| 肝臓機能障がい              | 1級から3級までの各級 | 特別項症から第3項までの各々項 |

に改める。

#### 附 則

この規則は平成22年4月19日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

第3条中「勤務時間を割り振られた日」を「勤務日等（条例第2条第4項又は第6項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第6条の2第2項及び第4項において同じ。）」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第6条の2 条例第4条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第15条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第4条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号。以下「職員休日休暇条例」という。）第2条第1項に規定する休日をいう。）及び代休日（職員休日休暇条例第2条の2第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）又は第3項（育児休業条例第15条（育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第15条第2項（育児休業条例第15条（育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（職員休日休暇条例第4条に規定する年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第4条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業

の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第4条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第7条から第9条までの規定中「第4条の2第1項」を「第4条の3第1項」に改める。

第10条中「第4条の2第3項」を「第4条の3第3項」に、「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）」を「職員休日休暇条例」に改める。

第11条及び第12条中「第4条の2第2項」を「第4条の3第2項」に改める。

第13条第1項中「第4条の2第2項」を「第4条の3第2項」に改め、同項第4号中「第12条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第4条の2第2項」を「第4条の3第2項」に改める。

第14条中「第4条の2第3項」を「第4条の3第3項」に、「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）」を「職員休日休暇条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 小 野 勝

第2条中「(休日)」を「(職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号。以下「勤務時間条例」という。)第4条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「代休時間指定日」という。)及び休日)」に改める。

第3条第1項第1号中「職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第10条中「及び職員の勤務時間に関する条例第2条第4項に規定する勤務を要しない日」を「勤務時間条例第2条第4項に規定する勤務を要しない日及び代休時間指定日」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織の使用)

第14条 任命権者は、第11条第1項及び第2項並びに第13条第1項の申請について、これらの規定にかかわらず、職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

別表中「申請書に添付すべき書類」を「申請をするときに提出すべき書類」に改め、同表その他の項第14号及び第15号中「休日」を「代休時間指定日、休日」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成22年3月19日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 美 智 子

1 審査の種類

## (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査（大型）
- イ 技能検定員審査（中型）
- ウ 技能検定員審査（普通）
- エ 技能検定員審査（大特）
- オ 技能検定員審査（大自二）
- カ 技能検定員審査（普自二）
- キ 技能検定員審査（牽引）
- ク 技能検定員審査（大型二種）
- ケ 技能検定員審査（中型二種）
- コ 技能検定員審査（普通二種）

## (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（中型）
- ウ 教習指導員審査（普通）
- エ 教習指導員審査（大特）
- オ 教習指導員審査（大自二）
- カ 教習指導員審査（普自二）
- キ 教習指導員審査（牽引）
- ク 教習指導員審査（大型二種）
- ケ 教習指導員審査（中型二種）
- コ 教習指導員審査（普通二種）

## 2 審査の期日及び場所

## (1) 期 日

平成22年4月19日（月）から同月23日（金）までの間において、第1項の技能検定員審査及び教習指導員審査の種類ごとに別に指定する日

## (2) 場 所

天童市大字高楯1300番 山形県総合交通安全センター

## 3 審査の申請手続

## (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

## (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成22年3月29日（月）から4月2日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 その他

詳細については、運転免許課（電話023-655-2150）に問い合わせること。